

2023年度

安全報告書

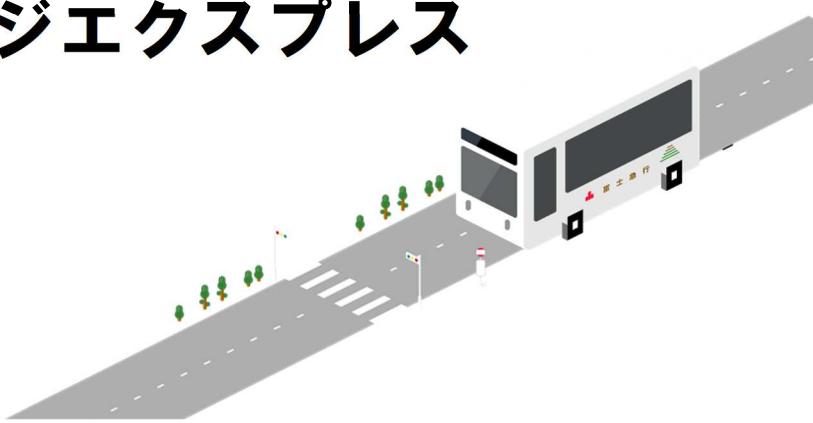
経営理念

いつも『喜び・感動』

富士急グループは、「富士を世界に拓く」という創業精神のもと、
オリジナリティの高い「喜び・感動」を創造することにより、
世界の人々の心の豊かさに貢献します。



株式会社フジエクスプレス



運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社フジエクスプレスでは、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

〈安全方針〉

1. 安全はすべてに優先

お客様の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。

2. 法令及び諸規則の順守

法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

3. 常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。

4. 自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

5. 顧客を意識した事業活動

顧客の意見に耳を傾け、安全・安心サービスを提供します。

株式会社フジエクスプレスでは、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び規程を遵守し、絶えず見直しを図り、更なる輸送の安全向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していきます。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 安全目標

2023年度は事故削減に向けてさらなる取り組み強化を行って参ります。

陸 事	2022年度安全目標	実施結果度
重 大 事 故	0件(前年0件)	0件
有 責 事 故	11件(前年件数の半数)	22件
車内人身事故	0件(前年0件)	0件

陸 事	2023年度安全目標	海 事	2023年度安全目標
重 大 事 故	0件	人 身 事 故	0件
有 責 事 故	11件(前年事故件数の半数)	海 難 事 故	0件
車内人身事故	0件	機 関 ト ラ ブ ル	0件

(2)安全重点施策(2023 年度)

「事故削減」及び「更なる輸送の安全の確保」に向け、2023 年度は別紙のとおり、安全重点施策を定め、全社員一丸となって取り組んでまいります。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故はございませんでした。

4. 安全管理規程

[別添「安全管理規程」参照](#)

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通じ情報の共有や意思の疎通を図るとともに、積極的に設備投資を行い、ヒューマンエラーの回避に努めています。

(1)会議

「安全推進会議」

毎月 1 回、弊社の安全統括管理者が主催し、各営業所内での安全に係わる課題の抽出、その対応策の策定と進捗に関する話し合いを行います。また、「富士急グループ安全会議」「統括運行管理者会議」において決定事項の報告、対応策の策定を行います。

「富士急グループ安全会議」

定期的に、富士急行本社の安全統括管理者が主催し、富士急グループ各社の経営トップの出席により、安全への取り組みについて報告や検討を行います。

「統括運行管理者会議」

毎月 1 回、富士急行本社の事業部 安全CS担当が主催し、富士急グループ各社の統括運行管理者の出席により、安全運行に係わる情報の共有、事故やヒヤリ・ハット情報の分析・対応などを行います。

「マネジメントレビュー会議」

年 2 回(10 月、2 月)の安全推進会議において、運輸安全マネジメントの安全重点施策の進捗状況等について、上期及び年間の振り返りを行い、それを踏まえた次の取組計画を協議しています。 每年 12 月、富士急行本社社長、富士急グループ各社経営トップの出席により、運輸安全マネジメントに関するマネジメントレビューの上期の進捗状況の確認、および進捗状況を踏まえた、下期の取り組み等について検討します。

「合同安全会議」

2022年12月から、富士急行本社の安全統括室が主催し、
富士急グループの経営陣並びに富士急グループ各社経営トップの出席により、
事業モードを超えた安全の取り組みの好事例を共有・横展開する会議に
当社の経営トップも出席し自社の更なる安全向上の取り組み強化に努めております。

「安全重点施策決定会議」

毎年3月、富士急行本社で行われる標記会議において、次年度に向けての
グループ共通の安全方針の見直しを行っております。
この決定内容に基づき、弊社内にて行われる安全推進会議において、安全重点施策
をはじめ各施策を策定しております。

(2)設備投資等

【2022年度】の「輸送の安全に関する投資」の主な実績は下記のとおりです。

1. 最新車両購入	182 百万円
乗合6両(うちEVバス2両)	
2. 車両整備・機器類	141 百万円
車両オーバーホール、デジタコ・モービルアイなど車両機器	
3. 教育・指導に関する費用	1.8 百万円
〔新規採用運転士教育(2ヶ月)、合宿教育、班別教育、適性診断、教習所、外部教習他〕	
4. 健康管理に関する費用	17 百万円
〔健康診断(定期、半年)、SAS、脳ドック、薬物、社宅費用〕	

【2023年度】の「輸送の安全に関する投資」の主な予算は下記のとおりです。

1. 最新車両購入	340 百万円
乗合10両(うちEVバス2両)、契約輸送2両	
2. 車両整備・機器類	139 百万円
車両オーバーホール、デジタコ・モービルアイなど車両機器	
3. 教育・指導に関する費用	2.2 百万円
〔新規採用運転士教育(2ヶ月)、合宿教育、班別教育、適性診断、教習所、外部教習他〕	
4. 健康管理に関する費用	15 百万円
〔健康診断(定期、半年)、SAS、脳ドック、薬物、社宅費用〕	

(3)安全運動等

- ・春の全国交通安全運動(5月)
- ・夏季輸送安全総点検(7・8月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月)
- ・年末年始輸送安全総点検(12・1月)
- ・社長、安全統括管理者及び幹部職員による早朝点呼の立ち会いを実施

(4)その他

- ・日本バス協会貸切バス安全性評価認定取得(2017年度[☆☆☆]取得)
- ・日本バス協会貸切バス安全性評価認定申請(2019年12月更新)※4年更新

6. 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

別添「事故発生時等における社内連絡体制図」参照

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1)新入社員教育は、専属の指導員が、対象者の熟練度等を勘案したプログラムにて教育を行っています。また、富士急行本社で実施する富士急グループ合同の新採用乗務員研修や定期的なフォロー研修に参加しております。
- (2)自動車安全運転センター(安全運転中央研修所)へ毎年運転士を派遣し、運転技術や安全意識の向上を図っています。
- (3)運行管理者は、2年に1回運行管理者一般講習を受講しております。
- (4)事故惹起者に対する特別教育を実施しているほか、富士急行本社において合同の事故惹起者教育に参加しております。また、接客に関しクレーム等があった場合にも教育を実施しております。
- (5)各営業所において、運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した教育で事故防止、事故回避について、自らはどう考え対応するかを指導しているほか、冬山教育など、個人や地域の特性に対応した研修を適時実施しています。
- (6)富士急行本社安全CS担当や弊社安全統括管理者・運行管理者等による街頭監査・添乗指導等を行い、実施状況のチェックを行っています。
- (7)外部機関(NASVA等)が開催する運行管理者講習や安全マネジメントセミナー、シンポジウムなどに積極的に参加しています。
- (8)全運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示1676号)に基づき全乗務員に対して集合教育を実施しております。
- (9)富士急グループ合同防災無線訓練や、「緊急時用バッテリー式可搬式給油機」の稼働確認訓練の実施等、防災教育に取り組んでおります。
- (10)安全統括管理者は月ごとに安全指導項目を定め安全意識の向上に努めている他、適宜、運行管理者、運転士と面談を実施し、指導を行っております。

【乗務員集合教育の様子】



社長訓示



事故防止教育・指導

8. 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2022年11月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性及び有効性に関し、適正であることが確認されました。

9. 安全統括管理者

常務取締役 業務部長 藤森直登

以上

2023年度 安全重点施策

会社名

株式会社フジエクスプレス

安全方針			安全重点施策		
			安全目標	取組計画	
1 安全は全てに優先する	陸事	重大責任事故 ゼロ	①早朝点呼による注意喚起及び指導（1回／月） ②ハザードマップの随時更新、運転士に共有し漫然運転を防止 ③4営業所間による安全、危険情報共有による事故防止意識の向上（1回／月、安全推進会議） ④N A S V A運輸安全マネジメントセミナー受講（6名以上：経営TOP、安全統括管理者、各営業所） ⑤毎月安全指導項目設定、指導		
		有責事故 前年度より5割削減			
		車内人身事故 ゼロ			
	海事	人身事故 ゼロ			
		海難事故 ゼロ			
		機関トラブル ゼロ			
2 法令及び諸規則の順守	陸事	基本動作確認の徹底	ドライブレコーダー指導（1350回／年、東京40件／月）、及び街頭監査指導（30件以上／月）の強化で指差確認、着席確認、一旦停止、徐行等確認		
		継続的かつ計画的な指導・監督	全運転士のグッドラーニング受講、修了		
	陸海	道路交通法の再認識	バス運行に關係性の高い道交法の指導、掲示（1回／月）		
	海事	安全管理規程の再確認	集合教育時において指導（1回／年）		
	海事	運航基準の再認識	乗組員（陸上要員含む）全員に運航基準等を含めた安全運航カードを配布し指導		
3 常に安全の維持・向上	陸海	安全確認、基本動作の励行	点呼時の指差安全確認の呼称（日々）、及び添乗・街頭監査指導（各1回以上／月）の実施		
		バスジャック対応、情報伝達訓練の実施	警察署等が主催するテロ対策訓練または無差別事件対応等への参加（1回／年）、集合教育での指導（1回／年）		
		荒天時の対応、危険個所情報更新での安全確保による事故防止	荒天時の運行判断基準を策定したことによる安全最優先運行での事故回避		
		危険予知、防衛運転の励行	ヒヤリハット情報の収集（2回／年）ハザードマップマップ更新共有。ドライブレコード映像を活用した、危険度の予知強化を図る訓練KYT（1回／年）		
		指導者の安全意識、知識の向上	N A S V Aリスク管理セミナー、N A S V A防災マネジメントセミナー受講（各2名以上）		
	海事	健康管理対策の実施	睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査（3年毎）、脳MRI健診（50歳以上1回実施）、健康診断要再検査受診（再検査全員）、産業医の健康指導（1回／月）		
		運輸防災マネジメントの取り組み強化	港区ハザードマップ（土砂災害、浸水）と避難所をちいばず路線図に落としこみ情報共有。貸切高速車両への部再備品積み込み。海事防災訓練実施。		
		緊急時対応訓練の実施	東京海上保安部との合同訓練実施		
		運転士の運行負担（負荷）軽減	乗務員休憩所の環境整備、バス停のアクセスラインの補修及び街路樹剪定		
		PDCAサイクルの効果的循環	ドライブレコーダー記録（事故、ヒヤリハット）の視聴による全運転士への個別事故防止教育実施（2回／年）		
4 自ら考える組織	陸海	組織的な課題抽出と解決	安全推進会議における課題抽出と早期解決（1回／月）		
		内部管理体制の確立	N A S V A内部監査セミナー受講（2名以上）		
		乗務員へのクレーム削減	事例におけるクレーム回避対応指導実施（1回／月）※配布、掲示指導		
5 顧客を意識した事業活動	陸海	5s活動の推進による顧客満足度の向上	4事業所（1回／月）や車両（2回／年：7月、1月）美化推進のための定期的な巡回指導実施		
		利便性向上のための改善及びシステム等の導入	運行ルート、ダイヤ改正、ITシステム導入等		

制定：平成 18 年 12 月 1 日
改訂：平成 22 年 10 月 1 日
改訂：平成 24 年 9 月 1 日
改訂：平成 25 年 4 月 1 日
改訂：平成 26 年 5 月 1 日
改訂：平成 27 年 4 月 23 日
改訂：平成 27 年 7 月 8 日
改訂：平成 29 年 4 月 21 日
改訂：平成 30 年 5 月 18 日
改訂：令和 3 年 5 月 14 日
改訂：令和 4 年 5 月 30 日
改訂：令和 5 年 5 月 31 日

安全管理規程

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 輸送の安全を確保する為の事業の運営方針
- 第三章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及び管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理方法



安全管理規程

目 次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運用方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理办法

第一章 総則

(目的)

第一条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」とう。）

第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保をするための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内に置いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる

- 2 輸送の安全に関する計画の策定（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 社長、役員及び社員（以下「社員等」という）の安全方針は、次に掲げるとおりする。

一 安全はすべてに優先

お客様の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。

二 法令及び諸規則の順守

法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

三 常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。

四 自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

五. 顧客を意識した事業活動

顧客の意見に耳を傾け、安全・安心サービスを提供します。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の安全方針に基づき、次に掲げる事項を重点的に実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理程に定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる重点施策に基づき、年次目標を策定する。

年次目標は別途定める

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。
- 5 社長及び役員は、マネジメントレビューを実施する。

(社内組織)

第八条 安全の確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - 二 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、運行に関する事項を統括する。
 - 三 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質保持に関する事項を管理する。
 - 四 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の管理に関する業務を統括する。
- 2 安全・C S 担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し安全統括管理者を補佐する。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、当該営業所員を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、火災等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 会社は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者を安全統括管理者に選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当になったときは、当該管理者を解任する。
- 一 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - 二 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 三 身体の故障その他のやむを得ない事由により業務を引き続行うことが困難になったとき。
 - 四 関係法令等の違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引き続行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 社長は、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全優先意識の徹底を実行する観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長対し、輸送の安全の確保についての、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(安全・CS担当の責務)

第十二条 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者を補佐する。

(営業所長の責務)

第十三条 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

(総務部長の責務)

第十四条 総務部長は要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(総務部長の責務)

第十五条 総務部長は、予算計画、その他必要な計画の検討に当たり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十六条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報〔ヒヤリハット等〕の共有及び伝達)

第十七条 安全統括管理者と営業所との間、運行管理者と運転者との間等における双方の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝

達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十七条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。・・・現場からの第1報マニュアル別添

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十八条 業務部長は第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修について適宜に実施しなければならない。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十九条 安全統括管理者は、実施責任者を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び担当役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第二十条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第二十一条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況に

について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十二条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当っての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

添付書類

- ・緊急時の指揮命令系統図及び報告連絡体制

以 上

添付書類

改訂：平成 26 年 5 月 1 日

改訂：平成 27 年 7 月 8 日

改訂：令和 2 年 2 月 16 日

改定：令和 3 年 5 月 14 日

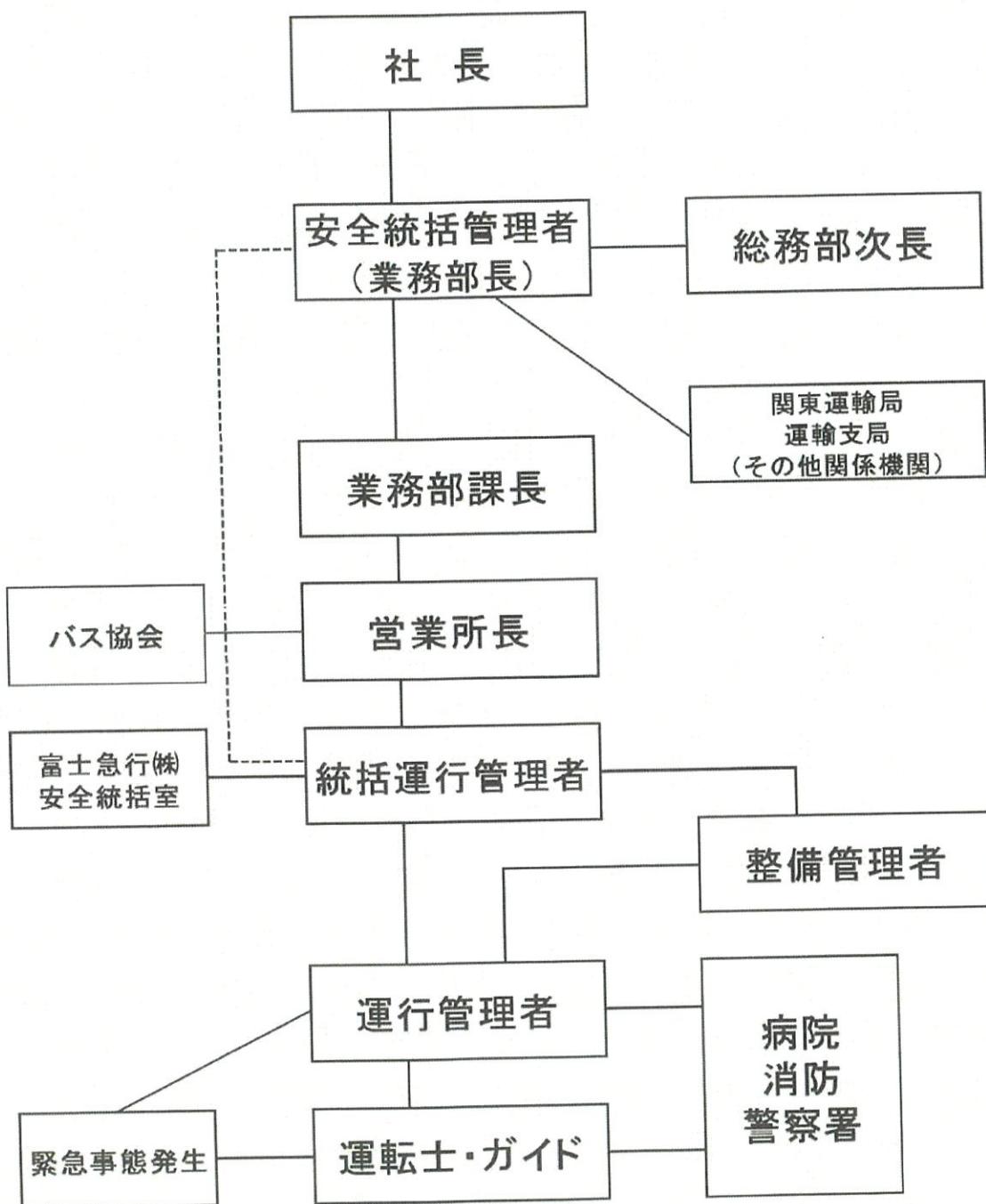
改訂：令和 4 年 5 月 30 日

改訂：令和 5 年 5 月 31 日

株式会社フジエクスプレス 指揮命令系統図



緊急時の報告連絡体制



令和5年5月31日 現在

安全管理規程
(小規模航路事業者用)
(水陸両用)

平成 29 年 10 月 25 日
平成 30 年 2 月 14 日改定
令和 1 年 10 月 1 日改定
令和 5 年 5 月 31 日改訂

株式会社フジエクスプレス

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	経営トップの責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 7 章	安全管理規程の変更
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	輸送に伴う作業の安全の確保
第 12 章	輸送施設の点検整備
第 13 章	海難その他の事故の処理
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 15 章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する水陸両用バス（以下「船舶（水陸両用）」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全管理	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、るべき手順及び方法に沿つて確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを發揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶（水陸両用）の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の入渠等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の場所から次の航行を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内
(17)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「着岸」を行うこと
(18)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと

(19)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。) 及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(20)	運航基準図	航行経路(起終点、針路等)、航海速力、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(21)	船舶上	船舶(水陸両用)の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む
(22)	陸上	船舶上以外の場所(ただし陸上施設の区域内に限る)
(23)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(24)	陸上施設	船舶(水陸両用)の、乗車券発券窓口、旅客待合室、旅客の乗降用タロップ。離着水乗降の用に供するスロープ

(運航基準、作業基準及び事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及を定める。

2 船舶(水陸両用)の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

3 船舶(水陸両用)の離着水・上陸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び
事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶(水陸両用)による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するためには必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。
(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安

全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。
(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|---------|---------|-----|
| (1) 本 社 | 安全統括管理者 | 1 人 |
| | 運航管理者 | 1 人 |
| | 運航管理補助者 | 若干人 |

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者に順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶（水陸両用）が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶（水陸両用）の就航中に職場を離れるときは本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップ

へ報告し、記録すること。

- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶（水陸両用）の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶（水陸両用）の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、従来の船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第 19 条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 運航管理補助者の職務は次の通りとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
- (2) 陸上における旅客の乗降、船舶（水陸両用）の離着水・上陸の際における作業並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第 20 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第 21 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使

用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第 22 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第 23 条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前 2 条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶（水陸両用）の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第 9 章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第 24 条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 25 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は上陸を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 26 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶（水陸両用）の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航管理者の援助措置）

第 27 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該着岸地使用手配等適切な援助を行うものとする。

（運航の可否判断等の記録）

第 28 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

（運航管理者の措置）

第 29 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 航路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

（船長の措置）

第 30 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 始業点検を終えたとき
- (2) 上陸したとき
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

（運航基準図）

第 31 条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を航路ごとに作成し、船舶（水陸両用）及

び本社に備え付けなければならない。

- 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 32 条 船内、陸上における運航管理者及び陸上従業員の作業体制については、作業基準の定めるところによる。

(危険物の取扱い)

第 33 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(離着水・上陸作業)

第 34 条 旅客の乗下船、船舶（水陸両用）の離着水・上陸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(始業点検)

第 35 条 船長は、始業前に船舶（水陸両用）が航行に支障がないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等を点検簿に従って点検しなければならない。

(船内点検)

第 36 条 船長は、着水後速やかに船内作業員をして客席その他必要と認める場所を点検させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 前項により異常を発見したときは、船長の指示を受けて必要な措置を講じなければならない。

3 前項の異常の有無は船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 37 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 38 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

また、乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間

”及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0. 00 mg/l 判定でなければ当直を実施してはならない。

”検査体制についてはアルコール検査基準の定めるところによる。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶（水陸両用）検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶（水陸両用）が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

（船舶（水陸両用）の点検整備）

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検（始業点検）を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

（陸上施設の点検整備）

第41条 運航管理者は、水陸両用乗降施設等について毎日1回以上点検を実施し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに無線で緊急通信を発しなければならない。尚、携帯電話で併せて118番に連絡しなければならない。

3 入水時に構築物等との接触があった場合、船長（航海士）が本社に即時報告し、船舶を反転させて上陸のうえ損傷状況を確認する。

その結果、支障がない場合は運航管理者・船長の判断で運航を再開する。

4 上陸時にスロープでタイヤが滑るなど、安全に着地できない場合は、後進して、しっかりと船体を整え上陸に必要な加速を行ない、スロープの左右にぶれないよう中央に向って前進する

（運航管理者のとるべき措置）

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶（水陸両用）の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

（経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置）

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の優先処理）

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署への報告）

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故の原因等の調査）

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、及び事故処理基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するため必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、隨時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（操練）

第51条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

（訓練）

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以

上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第 53 条 運航管理者は、前 2 条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 54 条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雜 則

(安全管理規程等の備付け等)

第 55 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶（水陸両用）、本社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 56 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール）等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成29年11月27日より実施する。

平成30年 2月14日第13章第43条3追記。

令和 1年10月 1日第13章第43条4追記。

令和 5年 5月31日 第 1章第 2条(12)修正。

第 1章第 2条(14)修正。

第 9章第 25条2修正。

第 9章第 27条 修正。

第10章第30条(2)修正。

第11章第36条 修正追記。

第13章第43条2修正追記。